

発 言 通 告 書

1. 代表質問 ②. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長

島 村 和 成 殿

江戸川区議会議員

4 番 林 あきこ



江戸川区議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発 言 事 項 ・ 要 旨	答 弁 者
【不適切契約事案における処分と契約手続きの在り方について】 1. 平井東小学校渡り廊下施工業者への指名停止措置について (1) 指名停止期間を 1 か月とした判断基準は「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づくとのことだが、要綱以外に内部マニュアルや過去の事例集のような判断基準が存在するのか。 (2) 過去の同種事案と比べて今回の判断内容は適切といえるのか。過去の事例を開示して説明していただきたい。 2. 見積もり業者の選定について (1) 区は、見積もりを依頼する業者をどのように選定すべきと考えているのか。 (2) 見積もり業者が固定化されることは、結果として競争性の確保を損ない、談合の温床になる恐れもあると考えるが、区はどのように認識しているのか。 (3) 公平性・透明性を高めるために、業者選定の方法を見直す考えはあるか。 【小中連携教育について】	区長 教育長

